

令和5年度
岩国市社会福祉協議会
事業計画

目 次

- 岩国市社会福祉協議会事業計画(総務課) 2頁
- 岩国市社会福祉協議会事業計画(地域福祉課) 5頁
- 岩国市社会福祉協議会事業計画(総合支援課) 32頁
- 岩国市社会福祉協議会事業計画(介護保険課) 43頁

令和5年度 事業計画(総務課)

■ 基本方針

令和5年度は、第3次中期経営計画(令和4年度～令和8年度)実施2年目となることから、法人組織の体制強化と透明性の確保を目標として、計画の遂行に努めます。

社会福祉法人制度改革に伴い「社会福祉法人の地域における公益的な取組み」についても、地域福祉・総合支援・介護保険課と連携しながら、必要な後方支援を実施します。

「第3次岩国市地域福祉活動計画(令和3年度～令和8年度)」の推進に向けて、総合的な支援を実施いたします。加えて「社会福祉充実計画」の策定に向けて、地域福祉・障害福祉・介護保険課と協議しながら、必要な資料提供と協議の場の調整に取り組んでいきます。

地域での要援護者への個別支援・見守り・アウトリーチ・解決に向けた仕組みづくりや住民主体の多様なサービス・生活支援の充実に向けた地域での支え合いの体制を構築することができる福祉専門性の高い職員の確保、研修、育成を確実にする為、研修・育成計画の策定及び実施に努めます。

■ 重点目標

- ①第3次中期経営計画の計画遂行
- ②第3次岩国市地域福祉活動計画の計画遂行及び評価・見直しに係る支援業務
- ③職員の研修・育成計画の策定、実施
- ④障害者雇用の促進
- ⑤社会福祉充実計画の策定、実施

■ 事業計画

組織体制の強化

第3次中期経営計画の計画遂行

第3次中期経営計画(令和4年度～令和8年度)による法人組織の体制強化と透明性の確保を目標として、計画遂行に努めます。

- ①計画遂行実務者会議の開催(随時)
- ②第3次中期経営計画検証会議の開催(年3回程度)

理事会・評議員会等の開催

- ①理事会の開催(年4回程度)
 - 令和4年度事業報告・決算の承認
 - 令和5年度補正予算の同意
 - 令和6年度事業計画、予算の同意
 - 評議員候補者の推薦(欠員が発生した場合のみ)
 - 評議員選任・解任委員会の開催等
 - 社会福祉充実計画の承認(充実残額が発生する場合)
 - 定款、規程等の制定、改廃に関する承認、決議等
- ②評議員会の開催(年3回程度)
 - 令和4年度事業報告・決算の承認
 - 令和5年度補正予算の承認

令和6年度事業計画、予算の承認

理事及び監事の選任

定款の一部改正に関する決議等

社会福祉充実計画の承認（充実残額が発生する場合）

③理事会小委員会の開催（年3回程度）

理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に上程する議案の審議、その他重要事項についての審議等

評議員選任・解任委員会の開催

①評議員選任・解任委員会の開催（年1回程度）

評議員候補者の選任

各種会議の開催

①4課合同会議の開催（年3回：2月・5月・11月第2金曜日）

各課の課題の共有と改善を図る為、課長・課長補佐・支部長が参加する本会管理職による4課合同会議を開催する。また、必要に応じて会長も参加することで全体としての意思疎通を図る。

②課長会議の開催（随時）

各課の運営状況、部門間の問題意識及び解決への認識の共通化を図りながら、状況に応じて課長会議を実施する。

③課内会議の開催（随時）

総務課内における業務運営に関する情報の共有及び意見交換等による調整会議を開催する。

④他課との調整会議（随時）

中期経営計画・地域福祉活動計画等の進捗状況に応じて他課との調整会議を開催する。

社会福祉充実計画の策定等

社会福祉充実残額が生じた場合、社会福祉充実計画策定・提出が必要となることから、社会福祉充実計画に必要な内容の確認、財務諸表等電子開示システムの運用について、一連の関連業務を実施する。

①社会福祉充実残額確定業務・社会福祉充実計画策定業務

②会計帳簿等の情報公開に関する業務

③中期経営計画・地域福祉活動計画と連携した社会福祉充実計画策定会議を開催（随時）

定款及び諸規程等の管理と整備

定款及び諸規程の管理と事業の追加変更に伴う規程等の整備を行う。

事業運営の透明性

社会福祉法の改正により情報公開が責務化されており、組織と事業運営の透明性の向上に向けて、公開すべき情報を各種広報媒体で公開する。また本会の主たる事務所及び従たる事務所での閲覧を実施する。

①広報誌「社協だより」による事業計画書・予算書、事業報告書・決算書の開示

②ホームページによる情報公開（事業計画書・予算書、事業報告書・決算書、定款等）

③各種広報媒体を利用した職員採用・事業紹介・助成情報・お知らせ等の開示及び提供

④法令で公開が定められている財務諸表、事業報告書、事業計画書、役員報酬基準等の主たる事務所・従たる事務所での閲覧

職員研修・育成計画の策定、実施

地域での要援護者への個別支援・見守り・アウトリーチ・解決に向けた仕組みづくりや住民主体の多様なサービス・生活支援の充実に向けた地域での支え合いの体制を構築することができる福祉専門性の高い職員の確保、研修、育成を確実にする為、研修・育成計画の策定及び実施をおこなう。

障害者の雇用の促進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、本会は障害者雇用給付金制度の対象事業所となっており、法定雇用率以上の障害者雇用が義務付けられていることから、在籍職員と関係事業所との意思疎通を図りながら雇用調整の実施及び、障害のある人の新規雇用の取り組みを積極的に推進する。

第3次岩国市地域福祉活動計画の遂行支援

第3次岩国市地域福祉活動計画(令和3年度～令和8年度)の遂行が本会の最重要課題となることから、計画推進に対する支援を実施する。

- ①中期経営計画・地域福祉活動計画と連携した社会福祉充実計画策定会議を開催(随時)
- ②他課との連携及び実務者協議の実施(随時)

内部牽制の実施

全国社会福祉協議会発行の「改訂:市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」及び「受託事務団体の出納業務や利用者等からの預かり金品の管理等に関する6のチェックポイント」に基づく内部牽制を実施する。

資産管理と運用の見直し

総務課において金利交渉出来る金融機関に関しては、一括で金利交渉を実施し、各部署へ情報提供を実施する。また、社会福祉充実計画策定準備として社会福祉事業に供する資産についての明確化を図る。

管理業務の実施

車輛管理業務の実施

社協全体車輛及び岩国支部車輛に関する管理業務。

- ①車輛に関する調査の回答
- ②自動車税減免申請の実施
- ③リース車両の管理対応
- ④新規車輛の取得業務

・各部署で必要となる車両について、各団体の助成・寄付等による申請業務について調整する。

令和5年度 事業計画(地域福祉課)

■ 基本方針

令和5年度は、令和2年度末に始まった新型コロナウイルス感染症の流行から3年が経過し、これまで行動の制限のあるなか地域福祉活動をいかに推進するかを地域住民の皆さまとともに考え、工夫をしながら活動してまいりましたが、先般の新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる政府の方針を受け、ようやく本来の地域福祉活動が展開できるような状況となってまいりました。

コロナ禍で生活様式が激変するなかで、これまでとは違った生活課題や福祉課題が顕在化し、地域社会での繋がり大切さが再認識されていることから、「ご近所ささえ合い会議(第2層協議体)」等地域拠点に向く等アウトリーチ活動に努め、さらには社会資源の発掘並びにその活用方法を地域住民の皆様とともに検討することで、地域共生社会の実現に努めてまいります。

令和5年度におきましても、本会の理念である「わたしがつくる、みんながつくる、ともに支え合い、助け合うまち いわくに」を目指し、地域住民、関係機関などとの連携・協働により以下の重点目標を定め事業を推進いたします。

■ 重点目標

- ① みんなで支え合い協力し合える仕組みづくり
 - ・生活支援体制整備事業の推進
 - ・岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の運営
 - ・善意銀行、社協会員会費の有効的還元
- ② 人と人、組織を繋げるネットワーク
 - ・いきいきふれあいサロンなどの地域活動への支援
 - ・コロナ禍における地域福祉活動の創意工夫と推進
 - ・防犯防災活動の新たな仕組み
- ③ 福祉を支える人づくり
 - ・ボランティアセンターの再構築に向けた、ボランティアの発掘、育成、
 - ・地域共生社会の実現に向けた地域人材の発掘と育成
 - ・民生委員と福祉員の連携強化と見守り活動の更なる充実
- ④ 誰も見落とさない仕組みづくり
 - ・相談機能の充実と多様化への対応
- ⑤ みんなが活躍できる環境づくり
 - ・新たな地域福祉活動の発掘、発見
 - ・ボランティア活動の情報収集、企画、広報活動
 - ・地域福祉活動やボランティア情報の発信

■ 事業計画

財政基盤の確保

社協会員の増強

●事業内容

社協活動の趣旨に賛同される市民や社会福祉施設・団体・企業から社協会費を募り、地域福祉を推進するために必要な自主財源を確保するとともに、市民が会員になることで社協の事業に関心を持っていただき明るく住みよい地域社会の実現をめざすことを目的とする。

●実施計画

- ①社協会費に対する安定収入の確保及び依頼先の開拓並びにデータ管理事務等の効率化を図り、社協の財政基盤を強化する。
- ②地元企業、関係団体への協力要請及び住民へ会費に対する理解促進に向けた広報啓発活動の継続実施
- ③社協会費における周知パンフレットの作成・配布

令和5年度社協会費納入目標額(円)

	一般会費	賛助会費	施設会費	団体会費	合計
岩国支部	3,000,000	900,000	120,000	450,000	4,470,000
由宇支部	1,300,000	190,000	30,000	0	1,520,000
玖珂支部	1,400,000	50,000	3,000	0	1,453,000
本郷支部	179,000	60,000	0	25,000	264,000
周東支部	1,021,000	1,000	0	0	1,022,000
錦支部	312,400	308,000	0	0	620,400
美川支部	412,000	427,000	0	0	839,000
美和支部	492,500	358,000		45,000	895,500
合計	8,116,900	2,294,000	153,000	520,000	11,083,900

善意銀行確保の推進

●事業内容

各支部に善意の銀行を設置し、その資金を基に各種の福祉事業運営・社協基盤の整備・各種団体助成に活用し、寄付文化の醸成及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

●実施計画

(1) 預託種別

- ①一般寄付 社協の趣旨に賛同され、地域福祉のために使用を希望される一般の篤志家・法人・団体等からの寄付
- ②香典返し ご不幸により身内の方を亡くされた遺族の方からの寄付
- ③指定寄付 あらかじめ寄付先を指定された方からの寄付

(2) 物品預託 地域福祉活動に活用する物品及び生活困窮者に対する食糧確保等の寄付

(3) 高額寄付者に対する感謝状及び記念品の贈呈(10万円以上の寄付者)

社協の活動・善意銀行の趣旨を住民の方々に周知し、一般寄付等収入の増収に努める。(広報啓発活動の強化、善意銀行周知のためのパンフレット作成)

(4) 物品預託の有効活用

各家庭で余っている食糧や、使用可能な家具や電化製品及び衣服類を生活困窮者やその他地域活動等に活用できる仕組みを構築する(暮らし自立応援センターと連携)

(5) 寄付管理システムの積極的活用

事務負担の軽減及び管理事務の効率化を目的に開発された「寄付管理システム」の活用

令和5年度善意銀行納入目標額(円)

	一般寄付	香典返し	指定寄付	合計
岩国支部	2,000,000	700,000	200,000	2,900,000
由宇支部	300,000	200,000	0	500,000
玖珂支部	120,000	1,200,000	0	1,320,000
本郷支部	74,000	150,000	0	224,000
周東支部	100,000	700,000	0	800,000
錦支部	679,000	215,000	0	894,000
美川支部	222,000	190,000	0	412,000
美和支部	500,000	700,000	0	1,200,000
合計	3,995,000	4,055,000	200,000	8,250,000

社協組織体制の強化

第3次岩国市地域福祉活動計画の推進及び実施検証

●事業内容

地域住民が個人や家族と主体となり自らを支える自助、インフォーマルな近隣の助け合いボランティア・NPO等による支援の互助、社会保険制度や介護保険制度の制度化されたサービスの共助、行政による公的支援の公助を包括的に展開し、「わたしがつくる、みんながつくる、ともに支え合い、助け合うまち いわくに」を基本理念とした「第3次岩国市地域福祉活動計画」(令和3年度～令和8年度)の計画推進と実施状況の検証に努める。

●実施計画

- ①第3次岩国市地域福祉活動計画(令和3年度～令和8年度)の推進及び実施検証。
- ②第3次岩国市地域福祉活動計画策定評価委員会の開催。

業務連携と効率化の推進

●事業内容

地域福祉課全体の業務連携及び情報共有並びに業務効率化を図る。

●実施計画

- ①課長・支部長合同会議の開催

市社協管理職(課長・課長補佐・支部長)との合同会議を開催し、課題協議及び意思統一を図る。

- ②地域福祉会議の開催(随時調整)

各圏域における地域福祉事業担当者を招集し、既存事業を検証するとともに、事業活動の全域調整

福祉員活動の推進

●事業内容

見守り事業等を実施する福祉員の資質向上を図るため、研修会等を開催することで、地域見守りネットワークの構築に努めることを目的とする。

●実施計画

- ①福祉員連絡協議会事務局の運営
- ②関係団体との合同研修会・講座等の開催
- ③外部研修の積極的参加促進
- ④福祉員の交流研修会の開催
- ⑤福祉員・民生委員児童委員合同研修会の実施

- ⑥福祉員と民生委員児童委員との連携強化
- ⑦福祉員地区割の検討、福祉員の増員(岩国支部)
- ⑧代表者会議の強化・充実

地域福祉の推進

地域コミュニティづくり運動の推進

- 実施支部 全支部
- 事業内容

地域福祉活動計画に係る地域コミュニティの形成・再生の一環として市民、関係機関が行うあいさつ、見守り、交通安全活動等を支援する。また、地域で孤立している人の減少に寄与することを目的として積極的な周知活動に取り組む。

未設置地域への地区社協の設置推進

- 実施支部 由宇・玖珂・美和支部
- 事業内容

自治会連合会や民生委員児童委員協議会、福祉員協議会などをはじめとする地区の各種団体から構成される住民主体組織である「地区社協」の未設置地域における設置について、各地域の実情に応じ、柔軟に推進することを目的とする。

●実施計画

未設置地域において設置推進を目指す。

- ①実施地区の検討、設置推進に向けた取組み
- ②未設置支部で地区社協設置推進計画の作成
- ③地区社協設置推進計画に基づく地区社協設立準備会の設置及び開催
- ④地区社協設置に関する住民座談会の開催
- ⑤地区社協設置に関する助成財源の検討
- ⑥その他地区社協設立に関する総括業務

地区社協活動への支援

- 実施支部 岩国・本郷・周東・錦・美川支部
- 事業内容

岩国支部全地域に22地区・周東支部全域に6地区・錦支部全域に4地区・美川支部に1地区・本郷支部に1地区の地区社協を設置しており、小地域でのネットワーク事業のより一層の充実を図り、各地域の住民ニーズに沿った活動等を実施することを目的とする。

●実施計画

- ①地区社協研修会 年1回予定(岩国・周東・錦・美川支部)
- ②地区社協連絡協議会の開催 年1～4回予定(岩国・周東・錦・美川・本郷支部)
- ③地区社協への活動推進費の助成
- ④各地区社協の地域福祉活動推進のための協力、支援
- ⑤市地区社協連絡協議会組織体制の検討
- ⑥地域福祉に関する研修会の積極的な周知参加

地域団体活動への支援

- 実施支部 全支部
- 事業内容

地域で活動する団体の活動を支援し、地域福祉の向上に寄与する。

●実施計画

- ①福祉用具の貸し出し
- ②申請団体への運営費助成
- ③各種行事への参加協力及び支援

岩国市社会福祉大会の開催

●事業内容

岩国市社会福祉大会は、長年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々に感謝の意を表すると共に、社会福祉関係者及び市民が、現在の社会福祉事業の直面する諸課題について考えることを目的とする。また、市内の福祉関係団体や施設から岩国市社会福祉大会において統一した表彰方式へ向けて、関係団体との事前調整に取り組む。

●実施計画

【開催場所】 シンフォニア岩国 多目的ホール(予定)

【開催日】 令和5年10月下旬予定

【岩国市社会福祉大会準備】

- ①表彰者の推薦依頼、推薦団体との調整
- ②調整、会場確保・交通手段の手配
- ③岩国市社会福祉大会に係る広報啓発
- ④会場及び講演会等の開催の準備・その他事務処理

【社会福祉大会内容】

- ①大会式典
- ②表彰授与式
- ③講演会等の開催予定

岩国市福祉まつりの実施

●実施支部 岩国支部

●事業内容

福祉まつりを通じて、一人でも多くの市民が集い、交流を深め、広くボランティア活動を理解することで、地域福祉活動の推進を図る。また、あたたかいふるさとづくりや地域活性化に寄与し、福祉関係者が一堂に集まることで、関係団体の連携を図りながら、住民に対して福祉活動の啓発を実施する。

●実施計画

【ふれい福祉ブース準備・実施】

- ・I-フェスタ実行委員会の参加
- ・出店者会議の開催
- ・事前説明会(Kid'sストア)
- ・ふれい福祉ブースの管理
- ・共同募金活動の実施
- ・Kidsストアの開催
- ・体験コーナーの調整

歳末たすけあい募金助成事業による地域福祉活動助成の実施

●実施支部 岩国支部

●事業内容

地区社協が年末年始に実施する、高齢者、障害者、児童等の地域住民を対象とした交流会行事や、援助を必要とする方への年末年始の見守り支援活動に対して、歳末たすけあい募金の一部を助成することにより、地域福祉の推進を図る。

●実施計画

地区社協および地区社協が関連する団体が実施する年末年始の在宅福祉活動、地域福祉活動へ活動費を助成する。

歳末たすけあい募金助成事業による見舞金等配布事業の実施

●実施支部 由宇・玖珂・本郷・錦・美川・美和支部

●事業内容

要援護者に対し、歳末見舞金を支給することにより、本人及び家族の生活意欲の向上及び福祉の増進に努める。

●実施計画

下記の要援護者に対し、見舞金又は見舞品を配布する。

令和5年度見舞金及び見舞品配布対象者

	対象者・対象施設	配布物
由宇支部	75歳以上在宅独居高齢者 在宅寝たきり高齢者 重度身体障害手帳・療育手帳・精神障害者手帳保持者 ひとり親世帯	見舞金
玖珂支部	在宅寝たきり高齢者 身体障害者手帳1級 療育手帳A級 精神障害者保健福祉手帳1級 75歳以上在宅独居高齢者	見舞金 見舞品
本郷支部	80歳以上在宅独居高齢者 身体障害者手帳1級 母子・父子世帯	見舞金
錦支部	75歳以上在宅独居高齢者 身体障害者手帳・療育手帳保持者 特別養護老人ホーム・老人保健施設・障害者就労支援施設、保	見舞金 見舞品
美川支部	在宅寝たきり高齢者及びその介護者 90歳以上在宅独居高齢者 身体障害者手帳(1～3級)・療育手帳保持者 特別児童扶養手当受給者 特別養護老人ホーム・給食サービス利用者	見舞金 見舞品
美和支部	在宅寝たきり高齢者・在宅身体障害者・ひとり親世帯・在宅知的障害者 在宅独居高齢者	見舞金 見舞品 (お節)

市民福祉大学の開催

●実施支部 岩国支部

●事業内容

市民が誰でも参加できる福祉講座を実施することを目的とする。子どもから高齢者まで(学校だけでなく地域・民間企業・団体なども)幅広い世代に対して福祉教育・生涯教育を実施することで、高齢者、障害者福祉等に対する理解を深め、地域福祉の推進、ボランティアの仲間づくりや出会いの場づくりを実現する。

●実施計画

- ①市民福祉大学の開催
- ②市民の誰でもが参加できるような講座を行うことに努める

福祉の輪づくりの推進

●実施支部 全支部

●事業内容

民生委員児童委員・福祉員・ボランティアなどの地域福祉の担い手づくりと、社協・行政・関係機関・団体との連携及びネットワークづくりを構築することで、地域福祉の向上を図る。

●実施計画

地域の独居高齢者等、支援が必要な方達の見守り活動を推進する。また福祉活動・行事ができるようなネットワークを構築する。さらに、県社協が平成26年度から「福祉の輪づくり運動『小地域福祉活動強化事業』」を

実施しており、本会においても地域における社会的孤立状態にある人たち、もしくは社会的孤立に陥る恐れのある人たちを支え合う仕組み作りをすすめることを目的として、地区社会福祉協議会の事業活動の活性化に向けた取り組み及び自治会等における福祉活動の取り組みについて、県社協と連携した支援を実施する。

愛の呼びかけ運動の推進

●実施支部 玖珂支部

●事業内容

毎年3月初旬から中旬にかけて、75歳以上の一人暮らし高齢者に対し、地区担当の民生委員児童委員・福祉員・近隣住民が声かけ訪問を実施する。この事業では、できるだけ対象者の近くに住む近隣住民の方々が「愛の呼びかけ人」になることで、民生委員児童委員・福祉員だけでなく、地域全体で常日頃から安否確認や声かけ運動を実施する。それにより、助け合いの風土作りを推進し、地域福祉の向上を図る。

●実施計画

民生委員児童委員に75歳以上の一人暮らし高齢者に対する「愛の呼びかけ人」選出を依頼する。また、福祉員を通して「愛の呼びかけ人」から対象者への声かけ運動等を依頼することで、地域でのネットワーク作りを推進していく。

福祉まつり・福祉の市等の開催(地域行事への積極的な参加)

●実施支部 全支部

●事業内容

各地区で開催される様々な行事や実行委員会へ参加・参画することで、社協活動の周知を図り、様々な募金活動や行事を企画し、他団体との連携を深めることで、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

岩国支部 岩国市老連文化祭・スポーツ大会・Iフェスタ

由宇支部 YOU・ゆう・フェスタなど

玖珂支部 鞍掛城まつり・地域交流夏祭り・自主防災リーダー研修会など

本郷支部 本郷ふるさとフェスタ・山代夜市・松風荘盆踊りなど

周東支部 中央地区文化祭・食肉フェア・中山湖健康マラソン大会・生涯学習まつり・南ふるさとまつりなど

錦支部 夜遊びフェスタ、錦ふるさとまつりなど

美川支部 美川サマーフェスティバル、ふるさとまつりなど

美和支部 美和サンチャロウまつりなど

●実施計画

社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、各ボランティアグループ及び各福祉団体が参加する各地域行事に参画し、地域福祉の観点から企画、運営等に関わることで、地域福祉の向上を図る。また共同募金に関するイベント募金も同時に行い、募金額の増収に繋げる。

住民福祉講座の開催

●実施支部 玖珂・本郷・周東・美川・美和支部

●事業内容

地域住民に対して、福祉や生活に関する講座を開催することで、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

●実施計画

地域住民へ生活に役立つ話や、地域での助け合いの大切さの講座等を通じて啓発し、地域福祉の向上、強化へとつなげる。

各種地域関連運動への協力

●実施支部 全支部

●事業内容

各地区で展開される様々な生活や福祉等に関する運動に積極的な協力をするこゝで、地域福祉の向上に努める。

●実施計画

小さな親切運動、社会を明るくする運動、環境美化運動、日赤献血運動など積極的に協力する。

地域協働システム基盤整備の構築(地域住民支援連携体制の強化)

●実施支部 錦支部

●事業内容

地域福祉関係者、行政、事業所、NPO 法人及び民間福祉サービス業者等が、業種の枠を超えて協働することによって、相談者に対して迅速かつ効果的な相談支援が出来る体制を整備。各地域課題や個々のニーズに対し、的確に対応するために、錦支部において先駆的な取組として各種関係機関で集約構成された「錦地域住民支援連携会議」を実施する。

●実施計画

- ①福祉分野または福祉分野以外のサービス調査の実施及び協力
- ②支え合いを考える集い(研修会)の開催
- ③連携会議の開催(毎月1回)
- ④地域合同相談会(地域ケア会議など)を開催するための整備
- ⑤地域内外関係関連機関とのネットワーク強化(にしき安心サポートチームの充実)

岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の運営

●実施支部 全支部

●事業内容

岩国市内の社会福祉法人及び福祉施設等と地域の福祉課題を共有し、その課題解決に向けて地域における公益的な取り組みを連携・協働して実施することを目的とする。

●実施計画

- ①地域における公益的な取り組みの調査研究
- ②その他、協議会の運営のために必要な活動

岩国市地域包括ケアシステム構築体制への協力

●実施支部 全支部

●事業内容

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を行うことを目的とする。

●実施計画

- ①各地域で開催される地域部会(地域ケア会議)への参加
- ②専門部会(生活支援部会・介護予防部会等)への参加
- ③地域包括ケア推進協議会への参加
- ④生活支援体制整備事業における協議体づくりに向けての提案及び会議への参加

錦町(玖北地域)活性化創出拠点づくり事業

●実施支部 錦支部

●事業内容

各種地域団体や関係機関などをはじめ、地域住民の共助、互助で、わたしたちの“にしき”がいつまでも明るく、また魅力あるまちとしていくために、新たな目線での地域力向上を図ることを目

的とした、拠点づくりの創出の展開を目的とする。

●実施計画

- ①「ふれあいの場」として、誰もが集うことができる共有スペースの提供
- ②生活支援体制整備事業の社会資源としての連携（にしきご近所ささえ合い会議）
- ③デジタル化通信機能を使った新しい生活支援形態への協力

感染症予防を考慮した地域福祉活動の支援

●実施支部 全支部

●事業内容

新型コロナウイルス等の感染拡大で、地域の活動が衰退や廃止に追い込まれないように、感染予防対策に係る様々な情報や工夫した活動等の情報提供を行う。

●実施計画

- ①運営やプログラムについての相談・助言・指導
- ②感染状況、感染予防対策、先駆的活動等の周知

高齢者福祉の推進

福祉員活動との連携及び独居高齢者見守り活動の推進

●事業内容

見守りが必要な65歳以上の一人暮らし高齢者に対して、社会福祉協議会が委嘱する福祉員が、安否確認や声かけ運動、情報提供などを実施することで、孤独感の解消や認知予防に努め、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

●実施計画

- ①福祉員による独居高齢者の見守り活動の実施
- ②福祉員によるふれあいサロン普及啓発
- ③福祉員による社協会費・共同募金普及啓発
- ④福祉員による高齢者保健福祉実態調査への協力並びに福祉関係者情報共有化の検討
- ⑤福祉員による訪問活動の展開
- ⑥サロン等を利用した講座の開催協力
- ⑦高齢者支援に関するパンフレット配布等の普及啓発

長寿いきいき見守り事業(岩国市委託事業)

●実施支部 全支部

●事業内容

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、福祉員が訪問活動等を実施することにより、高齢者の生活機能の向上及び地域社会におけるあたたかい見守りを促進する。

●実施計画

安否の確認、生活・身上及びその他必要な相談・助言、必要に応じての担当地区の関係機関との連絡及び協力、事故発見の際の緊急連絡などを実施する。

生活支援ワンコイン事業の実施

●実施支部 玖珂・本郷・周東・錦・美川・美和支部

●事業内容

独居高齢者を登録者が支援するサービスを構築することで、公的介護保険制度により訪問介護事業等で対象外となる在宅高齢者に対する支援を実施すると同時に、登録者のボランティア精神の向上を図り、在宅

福祉制度の推進に寄与することを目的とする。

●実施計画

事業実施圏域内に居住する独居高齢者世帯等で何らかの原因により家庭生活を正常に維持することが困難と認められるものに対し、高齢者支援人材バンクへ登録した活動者を活用し、ワンコイン(500円)という低料金により、下記のサービスを行う。

- ①家事援助サービス 食事準備・片付け・ゴミだし・買物・掃除・洗濯・布団干し
- ②住居小修繕サービス 住居の簡単な小修繕
- ③その他のサービス 話し相手・散歩付添など

高齢者団体・行事に関する協力・支援

●実施支部 全支部

●事業内容

高齢者スポーツ等事業に対し、社協が協力支援を行うことにより、高齢者の健康保持増進及び生きがい対策、介護予防を推進することを目的とする。

●実施計画

高齢者団体や行事に対し積極的な活動支援を実施する。

令和5年度活動援助団体等一覧

	協力・支援団体	協力・支援行事
岩国支部	岩国市老人クラブ連合会岩国支部 岩国地区認知症介護者の会「さくら草の会」	岩国市老人クラブ連合会スポーツ大会 認知症や介護についての講演会、施設訪問など
由宇支部	岩国市老人クラブ連合会由宇支部	YOUゆうフェスタ
玖珂支部	岩国市老人クラブ連合会玖珂支部	はつらつクラブ体育大会 歌と踊りの発表会
本郷支部	岩国市老人クラブ連合会本郷支部 本郷グラウンドゴルフ協会 本郷ゲートボール協会	岩国市老人クラブ連合会本郷支部体育大会 ふるさとフェスタ 団体活動支援など
周東支部	岩国市老人クラブ連合会周東支部	グラウンドゴルフ大会の支援 オリンピック大会の支援 その他団体活動支援
錦支部	錦町シルバー連合会（シルバー人材、老連）	錦町シルバーフェスティバル グラウンドゴルフ大会
美川支部	岩国市老人クラブ連合会美川支部	グラウンドゴルフ・ゲートボール大会
美和支部	岩国市老人クラブ連合会美和支部	健康講座

敬老行事に対する支援協力

●実施支部 全支部

●事業内容

敬老行事に参加する75歳以上の高齢者の方に対しお祝い金(品)を交付することにより、長寿を祝い、敬老思想の高揚を図ることを目的とする。

●実施計画

- ①敬老行事開催団体への助成(岩国支部)
- ②行事の後援、役職員の参加など(由宇・玖珂・本郷・周東・錦・美川支部)
- ③卒寿の方に対する記念品の贈呈(由宇・美和支部)

- ④地区敬老会行事事務局運営(由宇支部)
- ⑤米寿の方に対する記念品の贈呈(本郷支部)
- ⑥本郷地区敬老会行事 事務局運営及び助成(本郷支部)
- ⑦美川地域敬老会実行委員会 事務局運営(美川支部)
- ⑧美和町敬老会実行委員会 事務局運営及び助成(美和支部)

高齢者生きがい対策推進事業の実施(岩国市委託事業)

●実施支部 全支部

●事業内容

高齢の方々が家庭、地域、企業等社会の各分野で豊かな経験と知識・技能を生かし、生涯を健康でかつ生きがいを持って社会活動を行うことができるよう、地域の各団体の参加および協力のもとに、高齢者の実践活動を総合的に展開することを目的とする。

●実施計画

- ①ふれあいいいききサロンの活動支援
- ②地域福祉講座講師の派遣調整
- ③高齢者生きがいボランティアグループの支援

在宅ひとり暮らし世帯への敬愛活動

●実施支部 玖珂・錦・本郷・美和支部

●事業内容

ボランティアグループや中学生、小学生、保育園児、民生委員等が書いた絵手紙や暑中見舞い、年賀状を、在宅ひとり暮らし世帯へ贈ることにより、児童青少年の敬老思想の高揚を図るとともに、高齢者の生活意欲向上を目的とする。

●事業内容

75歳以上ひとり暮らしの世帯へ、ボランティアグループ(玖珂・美和支部)が作成する絵手紙や、ボランティアグループ(玖珂支部)、小学生、中学生(本郷・錦支部)が作成する年賀状などを贈り、心温かく過ごしていただく。

福祉物品等の一部支給の実施

●実施支部 玖珂・周東・錦・美和支部

●事業内容

在宅ねたき高齢者・障害者等へ福祉物品の一部を支給することにより、在宅福祉環境の向上及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

●実施計画

在宅ねたき高齢者・障害者等へ紙おむつ・杖等の一部支給を行い、介護者の負担軽減を行う。

令和5年度支給物品一覧

	支給物品名
玖珂支部	紙パンツ・尿とりパット・杖
周東支部	紙おむつ
錦支部	紙おむつ
美和支部	紙おむつ代一部援助

ふれあい型給食サービス事業への活動支援

●実施支部 本郷・錦・美川・美和支部

●事業内容

独居高齢者及び高齢者世帯を対象として、調理した弁当の配食を行うボランティア活動に対して、助成を

行うことにより、高齢者への健康増進及び生活向上に努める。

●実施計画

- ①毎月第2火曜日(8月は除く)に独居高齢者等への給食サービスを実施。(本郷支部)
- ②毎月第2・4水曜日(8月は除く)に、給食ボランティア(すみれ会)の協力により調理した弁当を、配食ボランティアが町内の75歳以上の独居高齢者及び夫婦二人暮らし、虚弱世帯の受給希望者へ昼食として配布。(錦支部)
- ③調理等困難な高齢者に対し、給食ボランティア「でかまる会」によりふれあい型給食サービスを毎月第1・3金曜日(8月は除く)に配布。(美川支部)
- ④毎月第2・4水曜日(8・2月は除く)に独居高齢者等への給食サービスを実施。(美和支部)

ひとり暮らし高齢者へのお節料理の配布

●実施支部 美和支部

●事業内容

独居在宅高齢者、また親族等の帰省が無いと思われる高齢者のご自宅に、民生委員児童委員に協力していただき、お節料理を配布する。

●実施計画

新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人達が地域で安心して暮らすことができる福祉活動につなげる。

特別養護老人ホーム・養護老人ホームとの連携

●実施支部 由宇・玖珂・本郷・周東・錦・美川・美和支部

●事業内容

特別養護老人ホーム・養護老人ホームと連携を行うことで、地域福祉の活性化に寄与することを目的とする。

●事業計画

各行事への協力や地域福祉権利擁護事業、要援護者に対して必要な事業について協議を行い、連携を図る。

由宇支部:特別養護老人ホーム「緑風荘」・特別養護老人ホーム「ビオラ・ユウ」

玖珂支部:養護老人ホーム「久楽荘」・特別養護老人ホーム「玖珂苑」

本郷支部:特別養護老人ホーム「ヴィラ本郷」 養護老人ホーム「松風荘」

周東支部:特別養護老人ホーム「高森苑」

錦支部:特別養護老人ホーム「錦苑」、老人保健施設「あさぎりの郷」

美川支部:特別養護老人ホーム「美川苑」

美和支部:特別養護老人ホーム「美和苑」「楽寿苑」

NPO法人との連携

●実施支部 全支部

●事業内容

地域福祉活動を推進するNPO法人と連携強化を図ることで、地域福祉の活性化に寄与することを目的とする。

●実施計画

- ①NPO法人が実施する地域福祉事業への協力支援を行うことで、地域課題解決に取り組んでいく。
- ②お互いが持っている情報などを共有し連携することで、福祉の輪づくりの強化を図る。
- ③NPO法人と社協で協働実施する事業の検討・調整を行う。

在宅長寿者への激励訪問

●実施支部 錦支部

●事業内容

高齢者福祉月間(9月)において、在宅90歳以上の高齢者に対し、祝いの品を戸別訪問し贈呈する。

●実施計画

在宅90歳以上の高齢者(約90名)に対し、祝いの品を戸別訪問し贈呈する。

障害者福祉の推進

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度への協力

●実施支部 全支部

●事業内容

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の窓口を社会福祉協議会が実施することにより、障害者の利便性及び生活の向上を促進することを目的とする。

●実施計画

- ①住民に対するやまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の周知
- ②やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の受付及びカードの交付

いきいきスポーツ交流のつどいの実施

●実施支部 玖珂支部

●事業内容

障害のある人もない人も、一緒になって楽しめるスポーツ大会。地域住民が自由に誰もが参加でき、実施に際してすべてボランティアの方々の協力を得て行う。

●実施計画

岩国市玖珂町心身障害者協力会と玖珂町手をつなぐ育成会共催計画実施のもと、社会福祉協議会が事務局として補助するとともに、食生活改善推進協議会、民生委員児童委員、ボランティア、関係機関の協力をいただき実施する。

障害者福祉団体・家族会等への活動の援助

●実施支部 岩国・由宇・玖珂・周東・錦・美和支部

●事業内容

障害者団体や当事者団体に運営費等の一部を助成、または運営補助を行うことで、各種スポーツ大会や行事、障害者自立支援法における研修参加の増進に寄与することを目的とする。

●実施計画

- ①下記の各種障害者団体等への運営費助成
- ②各種行事への参加協力及び支援

令和5年度活動援助団体等一覧

	協力・支援団体	協力・支援行事
岩国支部	岩国市身体障害者団体連合会 I N G友の会	障害者スポーツ大会
由宇支部	由宇町心身障害児者父母の会	福祉施設・作業所との協力
玖珂支部	岩国市玖珂町心身障害者協会の会 玖珂町手をつなぐ育成会	いきいきスポーツ交流の集い 身障協社会参加促進事業への引率（夏・冬） キラリンピックへの引率 ささみ園との協力 育成会クリスマス会への協力
周東支部	周東町心身障害児者父母の会 精神保健ボランティアコスモスの会	団体活動支援
錦支部	岩国市手をつなぐ育成会錦支部	研修会等への引率 役員会開催 その他団体活動支援
美和支部	美和町身体障害者協会の会 美和町心身障害児（者）父母の会	障害者支援施設陽の出園との協力 きらめき福祉村への協力

手話教室及び点訳教室の開催及び支援

●実施支部 岩国・由宇・玖珂・周東・美和支部

●事業内容

手話教室及び点訳教室を開催することにより、障害者に対する理解及び交流を促進することを目的とする。

●実施計画

- ①手話教室[体験講座]及び点訳教室の開催
- ②他手話サークルとの交流また学校への手話・点訳指導の実施
- ③手話サークル・点訳サークルへの援助(由宇・玖珂・周東支部)

声の広報録音サービスの実施

●実施支部 由宇支部

●事業内容

広報誌等の録音を行うことにより障害者の生活意欲向上に努める。

●実施計画

朗読ボランティアが広報誌等の録音をして障害者に提供する。

小中学校特別支援学級に対する支援

●実施支部 周東支部

●事業内容

特別支援学級に対する活動支援を行うことにより障害児学校教育の推進に資することを目的とする。

●実施計画

特別支援学級(4校)の活動行事に対する活動支援を実施する。

児童・母子父子福祉の推進

子どもふれあいサマースクールの開催

●実施支部 岩国支部

●事業内容

集団活動の経験を通じて、責任ある自主的な行動と協力の大切さを学び思いやりの心を育てるとともに、子どもの誰もが参加できる居場所づくりを目指すことを目的とする。

●実施計画

- ①参加人数 小学校4年生以上20名
- ②福祉教育を通し他校児童との交流を図る

子ども食堂の開催

- 実施支部 由宇支部
- 事業内容

子どもが一人ぼっちで食事をしなければならない孤食を防ぎ、地域の中で子どもが一人でも安心して行くことのできる居場所をつくる。子育て世代にとっては、子ども食堂への参加やボランティアとの交流によって育児の孤独感や社会からの疎外感の解消を図り、高齢者にとっては自身の知識や経験を伝えることで自分の居場所を見つけ、社会的孤立を防止することを目的とする。

- 実施計画

- ①対象:子ども(18歳以下)、子どもと一緒にの保護者、高齢者
- ②実施回数:年12回(毎月1回)、原則として第4土曜日
- ③実施場所:由宇文化会館
- ④プログラム:子どもコック(調理体験)、体験プログラム、みんな de ごはん(食事支援)

子ども食堂への支援

- 実施支部 周東支部
- 事業内容

ボランティア団体が開催する子ども食堂の趣旨である孤食や偏食の防止や学習、レクリエーションを通じた地域住民との交流の拠点づくりを支援することを目的とする。

- 実施計画

- ①助成金の交付
- ②研修、助成金等の情報提供
- ③各種手続き等の運営支援

地域福祉・ボランティア推進学校への支援

- 実施支部 全支部
- 事業計画

各地域福祉・ボランティア推進学校へ支援を行うことにより、社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯の精神を養うとともに児童・生徒を通じて家庭や地域の福祉の心を深めることを目的とする。

- 実施計画

- ①各学校が実施する地域福祉・ボランティアに関する取り組みや交流について助成金支援
- ②施設訪問や地域交流の促進
- ③福祉に関する情報提供
- ④校内美化活動の推進
- ⑤福祉教育・ボランティアに関する教育への職員派遣
- ⑥市内各学校との連携調整の強化
- ⑦福祉活動普及協力指定及び共同活動の実施
- ⑧ボランティア活動普及実施協力校との連携、情報交換
- ⑨福祉教育及び学校ボランティアのアンケート調査を実施、実態把握

子ども会育成会等への支援

- 実施支部 岩国・由宇・本郷・周東支部
- 事業内容

子ども会育成会活動に協力することにより、子ども達が遊びを通して様々な体験を行い、仲間づくりを進め、命の尊厳を学び、心身の健全な育成に資することを目的とする。

●実施計画

- ①各子ども会への活動費助成
- ②赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金活動の周知及び協力要請
- ③三世代交流事業等の支援
- ④各種行事の参加及び協力
- ⑤子ども会スポーツの協力支援
- ⑥青少年育成会議への参加協力支援

母子・父子等福祉団体事業への支援

●実施支部 由宇・美和支部

●事業内容

母子寡婦団体へ援助することにより、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図るとともに、扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

●実施計画

- ①母子寡婦福祉連合会・母子保健推進協議会等の一部助成及び行事等の後援
- ②各種行事への参加協力

保育園・幼稚園・学校等への支援

●実施支部 玖珂・周東・錦支部

●事業内容

小中学校・保育園・幼稚園等施設へ活動費を援助することにより、心身の健全な育成に資することを目的とする。

●実施計画

- ①教材費等購入のため幼稚園・保育園へ活動費助成
- ②みかんを購入し、保育園へ配布(錦支部)
- ③園児クリスマス会への参加協力(玖珂・周東支部)
- ④学童保育ボランティア等への活動費助成(周東支部)
- ⑤小学校・中学校へのボランティア活動費助成(周東・美川支部)

子ども事故防止対策事業の推進

●実施支部 美和支部

●事業内容

子ども達の交通事故防止のため、交通安全対策にかかる物品を贈呈することにより、将来を担う子供たちの交通対策及び健全育成を推進することを目的とする。

●実施計画

小学校新入学児童へ安全帽子を配布する。

あいさつ運動の推進

●実施支部 周東支部

●事業内容

周東地区民児協の協力を得て、児童生徒の通学通路に立ち、あいさつ、見守り、交通安全活動を実施。

●実施計画

新学期開始時に担当地区の各要所であいさつ運動を行う。

青少年非行防止対策

●実施支部 由宇・本郷・周東・美和支部

●事業内容

「社会を明るくする運動」の啓発、支援、協力

●実施計画

花の種その他普及啓発品を配布し、「社会を明るくする運動」の支援を行う。

青少年健全育成交流行事の開催

●実施支部 玖珂支部

●事業内容

玖珂中学校生徒が、保護司会会員とともに歳末たすけあい街頭募金活動を行うことで、ボランティアを育み、募金の意義を学習する。また、更生保護女性会会員、保護司会会員と食育を通して青少年健全育成活動等世代交流を図る。

●実施計画

中学校生徒に対し、共同募金及び福祉に関する学習会を開催。その後、保護司会会員とともに歳末たすけあい街頭募金活動に参加する。昼食は、更生保護女性会会員に調理をお願いし、食育を通して交流を図る。

新生児に対するお祝い

●実施支部 本郷・美川支部

●事業内容

出生のあった家庭に対し、祝い金を持参・お渡し、地域全体で歓迎することを目的とする。

●実施計画

出生のあった家庭に祝い金を持参・お渡し

地域協育ネット運営協議会への参画と連携支援

●実施支部 周東、錦支部

●事業内容

地域と学校の連携・協働のもと、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支え合う地域を作る活動に参画し、次世代の地域創生基盤づくりの支援を行う。

●実施計画

①地域協育ネット運営協議会委員としての参画(周東、錦支部)

②あいさつ運動の実施(錦支部)

③土曜塾開催の協力(錦支部)

④地域スポーツ振興の協力支援(錦支部)

⑤各種会議等への参加(周東、錦支部)

罹災者・遺族福祉の推進

戦没者追悼式等への参加・支援協力及び遺族会支援

●実施支部 全支部

●事業内容

戦没者追悼式等へ参加協力及び遺族会等の支援を行うことにより、戦没者へ敬意を表すとともにご遺族の精神的支援に寄与することを目的とする。

●実施計画

- ①戦没者追悼式の参加協力支援
- ②遺族会活動への助成支援
- ③地区忠霊塔参拝行事の参加
- ④事務局活動の運営

物故者及び遺族に対する支援

- 実施支部 全支部
- 事業内容

物故者及び遺族支援を行うことにより、物故者へ敬意を表するとともに、ご遺族の精神的支援に寄与することを目的とする。

- 実施計画

- ①物故者に対し弔電及び香典の対応(錦支部)
- ②香典返しをいただいたご遺族へのはがき印刷(錦支部)
- ③香典返しをいただいたご遺族へ初盆のお供え物等配布(錦支部)
- ④香典返しをいただいたご遺族への粗品配布(由宇・周東・美川支部)
- ⑤香典返しをいただいたご遺族へのお礼状の送付(由宇・玖珂・周東・本郷支部)

葬祭事業の実施

- 実施支部 本郷・美和支部
- 事業内容

葬祭事業を行うことにより、物故者へ敬意を表するとともに、ご遺族の精神的及び経済的支援に寄与することを目的とする。

- 実施計画

- ①霊柩車の無料貸出
- ②葬祭で使用する葬祭用具の無料貸出
- ③祭壇用具・花輪等の無料貸出
- ④葬祭関連物品の整備・管理・点検

ふれあい・いきいきサロン活動の推進

ふれあい・いきいきサロン活動推進及び活動支援

- 実施支部 全支部
- 事業内容

地域に住む高齢者、障害者及び子育て中の方々に対し、生きがいや健康づくり活動を通じて、地域住民間の交流促進を図るとともに、高齢者等の孤独感の解消、引きこもりの防止、介護予防や社会参加の促進のために実施するサロン活動を支援することを目的とする。

- 実施計画

- ①サロンの運営やプログラムについての相談・助言・指導
- ②サロンのレクリエーション等に必要な遊具・器具の購入及び貸出・管理
- ③サロン活動団体への助成金支援
- ④サロン活動の調査・研究・取材の実施
- ⑤地域福祉講座講師の派遣、出前講座の開催及び協力
- ⑥サロン講師の養成及び育成支援
- ⑦サロン交流会・研修会・連絡会議等の開催

- ⑧サロン活動啓発促進
- ⑨未設置地域への設置呼びかけ及び立ち上げ支援
- ⑩サロンリーダー養成講座の開催
- ⑪地域サロン啓発パンフレットの作成

ボランティア活動及び福祉教育の推進

災害ボランティアセンター運営体制の整備

- 実施支部 全支部
- 事業内容

災害ボランティアセンターは、災害時に各地から集まってくるボランティアに対して、効率良くボランティア活動できるように統制・支援・連絡調整をするセンターであり、災害ボランティアセンター運営体制の整備として、平常時にボランティアの登録、準備、研修会を開催することにより、災害時に円滑な活動推進することを目的とする。

- 実施計画
 - ① 災害ボランティアセンターの運営における IT 活用に関する県社協との連携
 - ② 各地域における防災・減災及び災害ボランティアに関する講座の開催及び参加
 - ③ 市内の災害ボランティア支援ネットワークの構築
 - ④ 災害時における社協職員の派遣
 - ⑤ 山口県社協災害ボランティア資材ストックヤードの管理(岩国支部)
 - ⑥ 岩国市社協災害ボランティア資材ストックヤードの管理(由宇支部・周東支部)
 - ⑦ 災害ボランティアセンター運営スタッフの事前登録(周東支部)
 - ⑧ その他災害に関する情報収集及び研究

ボランティアセンター活動事業の実施

- 実施支部 全支部
- 事業内容

ボランティアセンターは、ボランティア(団体)活動の活性化のため、ボランティア活動に関する情報を収集・把握・整理し、コーディネート業務を迅速に行うなど、その機能の強化を図り、またボランティア活動に対する意識啓発、個人ボランティアの育成等を行い地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

- 実施計画
 - ①ボランティア団体の育成・協力・普及啓発及び担い手の発掘
 - ②ボランティア行事への参加協力支援
 - ③個人ボランティア・団体ボランティアの登録
 - ④ボランティア情報の調査・提供
 - ⑤ボランティア活動希望者とボランティア受け入れ希望先との斡旋および調整
 - ⑥ボランティアに関する相談受付
 - ⑦ボランティア保険加入の取りまとめ事務
 - ⑧ボランティア講師及び通訳派遣斡旋
 - ⑨ボランティア団体等へ機材の貸出
 - ⑩ボランティア連絡会又はボランティア連絡協議会の事務局運営業務
 - ⑪ボランティアに関する研修会等の開催及び参加
 - ⑫ボランティア団体等の助成

- ⑬ボランティア交流集会の企画・運営・参加等
- ⑭リングプル・エコキャップ・使用済み切手等の収集
- ⑮先進地視察の実施
- ⑯企業ボランティアの発掘

生活支援体制整備事業(岩国市委託事業)

- 実施支部 全支部
- 事業内容

地域住民とともに、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人などの様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら多様な日常生活上の支援体制の充実、強化および社会参加の推進を一体的に図ることを目的とする。

- 実施計画
 - ①協議体の設置
 - ②生活支援コーディネーターの配置
 - ③資源の整理、創出
 - ④人材育成(ボランティア養成等)

ボランティア団体への助成・援助

- 実施支部 全支部
- 事業内容

ボランティア団体へ活動費の一部を助成することにより、ボランティア精神の普及やボランティア活動の充実、発展を図り、もって、市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに資することを目的とする。

- 実施計画
 - ①ボランティア団体への活動費の一部助成を実施する。
 - ②ボランティア団体等へ会場(会議室)の無償貸出を実施する。

ボランティア交流集会等の開催

- 実施支部 岩国・玖珂・美和支部
- 事業内容

市内のボランティア活動をしている方々が、相互に情報・意見を交換し、福祉の輪づくり運動と今後のボランティア活動の推進に資することを目的とする。

- 実施計画
 - ①各地域独自でのボランティア交流会の開催

福祉教育・体験学習の実施及び支援

- 実施支部 全支部
- 事業内容

学校で行われる福祉教育の一環として、社協が支援協力を行うことにより、福祉教育の向上及び地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

- 実施計画
 - ①職場体験学習の受け入れ
 - ②職員又はボランティア等講師の派遣
 - ③学校に対する福祉教材の貸出
 - ④学校における赤い羽根共同募金の理解及び周知
 - ⑤高齢者疑似体験、車椅子等を活用した体験学習の実施

⑥社会福祉士、介護福祉士等を目指す生徒を対象とした現場実習の受け入れ

⑦地域の社会福祉法人との連携

⑧その他福祉教育に関する行事等の参加

子ども福祉講座の開催

●実施支部 錦支部

●事業内容

「福祉(ふくし)」をテーマに幅広く理解してもらうために、子ども福祉講座を開催し、社会参加意欲向上と人材育成を図ることを目的とする。

●事業計画

- ①ボランティア活動の実践、体験
- ②福祉分野の勉強(障害、高齢、災害、地域など)
- ③夏休み自由課題参考としての教室の開校
- ④小中福祉教育カリキュラムへの協力

キャリア教育研修の実施

●実施支部 錦支部

●事業内容

中高生を対象に民間と協力し課外授業にて、新しい働き方改革と若者の雇用創出に向けての講座を実施。

●事業計画

- ①IT 企業と連携してのオンライン講習会の開催(高校生用)
- ②地元企業協力による「にしきの良さ」を知る授業の開講(熟議、学校公開協力による)

有償在宅福祉サービス事業の実施

●実施支部 岩国支部

●事業内容

少子高齢化の到来及び家庭機能の変革に伴い、在宅福祉対策整備の充実が現下の緊急課題であることを鑑み、その一環として、自助、互助の精神を基調に住民による住民のための地域福祉活動を積極的に推進し「みんなで作る住みよいまちづくり」の実現に努めることを目的とする。

●実施計画

(1)岩国市内(旧岩国市)に居住する高齢者(概ね65才以上)、障害者、母子又は父子世帯等で何らかの原因により日常生活を維持することが困難と認められるものに対し下記のサービスを行う。

- ①家事援助サービス 掃除、洗濯、買い物など一般的な家事全般
- ②介護サービス 外出・通院同行、見守りなど軽微なもの
- ③託児援助サービス 掃除、洗濯、買い物など
- ④その他のサービス 草取り、家屋等の簡単な小修繕

(2)地域の社福法人等関係機関への事業の理解、周知及び連携

(3)賛助会費の確保

(4)介護予防・生活支援サービス事業の実施検討(訪問タイプ3)及び地区社協単位での協力会員の確保、ボランティアグループ化の推進

(5)人材の確保及び育成にむけて各種研修等の実施

ファミリーサポートセンター事業(岩国市委託事業)

●実施支部 地域福祉課

●事業内容

子育て援助活動支援事業として、平成27年度まで市が直営で行っていた事業を社協が引き継いで事業を実施するもので、生後6ヶ月から小学校6年生までを対象として育児の援助を行うことを希望する者と、育児の援助を受けることを希望する者により構成される会員相互の援助活動を支援しながら、活動のサポートを行い子育て家庭の支援と子どもの安心・安全を確保できる環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

●実施計画

- ①学校の放課後や放課後児童クラブ終了後の預り、放課後児童クラブ・小学校・保育施設等の送迎等
- ②地域・関係機関へ新規事業開始に伴う周知に関する広報活動
- ③援助会員の開拓、会員相互援助活動調整、講習会参加、交流会の開催
- ④会報誌の発行
- ⑤ファミリーサポートセンターの運営
- ⑥各圏域への適正なサブリーダーの配置
- ⑦援助会員への救命講習及び事故防止に関する講習など必要な研修の実施

各種用具貸出業務の推進

福祉用具の無償貸出事業の実施

- 実施支部 全支部
- 事業内容

社協が所有する福祉用具等を貸与することにより、市民の生活上の利便を図るほか、体験を伴う福祉教育の推進を図ることを目的とする。

●実施計画

- ①車椅子、ポータブルトイレ、松葉杖、歩行器等福祉用具の貸出
- ②福祉教育推進のため、高齢者擬似体験セット等の貸出
- ③貸出用具の管理業務

サロンやイベント等におけるレクリエーション用具等の無償貸出事業の実施

- 実施支部 全支部
- 事業内容

地域福祉活動やふれあいいいききサロン、イベントに要するレクリエーション等用具を貸出することにより、生きがいや健康づくり及び参加者の交流促進を図ることを目的とする。

●実施計画

- ①サロン等に使用するレクリエーション遊具(ペタンク・カルタなど)の貸出
- ②イベントに使用するテント等の貸出
- ③貸出用具の管理業務
- ④貸出用具の広域保管・貸出・購入についての協議

福祉団体等への車両の無償貸出

- 実施支部 由宇・周東・本郷支部
- 事業内容

障害者団体、高齢者団体、社会福祉団体に、社協が保有するワゴン車並びに普通車を無償で貸出を行うことにより、障害者、高齢者の社会参加の促進及び社会福祉団体の育成を図ることを目的とする。

●実施計画

- ①福祉車両等の無償貸出

②車両の管理業務

各種相談事業の推進

心配ごと相談事業の実施

- 実施支部 全支部
- 事業内容

心配ごと相談事業を実施することにより、幅広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言と援助を行い、地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

- 実施計画

- ①下記の日程により心配ごと相談所の開設
- ②市民に対する心配ごと相談事業の周知と広報啓発活動の実施

令和5年度心配ごと相談実施一覧

支部名	日程	場所
岩国支部	月2回 第2・第4火曜日	岩国市福祉会館
由宇支部	年4回 第1火曜日	由宇文化会館
玖珂支部	毎月第2水曜日	玖珂中央コミュニティセンター
本郷支部	年4回 第3水曜日	本郷福祉サービスセンター
周東支部	毎月第2月曜日	総合センター日向
錦支部	毎月15日(8月は1日実施)	錦公民館
美川支部	予約制	美川コミュニティセンター
美和支部	毎月第2木曜日(8・2月は除く)	美和老人福祉センター

生涯現役社会づくり相談設置

- 実施支部 全支部
- 事業内容

高齢者や中高年、団塊の世代の方々の健康づくりと生きがいづくりのサポートをはじめ、団塊の世代のUJIターン者の定住支援のため、相談や助言を通じて相談者に必要な社会参加活動や情報を提供することを目的とする。

- 実施計画

- ①グループおこしや生きがい、健康づくりへの相談・助言
- ②団塊の世代等シニア(中高年、高齢者)との交流・協働の促進
- ③シニア、団塊の世代等の健康と生きがいづくりをサポートするための情報提供
- ④生涯現役社会を促進するための研修会への参加など

補聴器相談の実施

- 実施支部 由宇・本郷・錦・美川支部
- 事業内容

補聴器相談を実施することにより、高齢者や障害者の方々に対し、適切なアドバイスを行い、地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

- 実施計画

地域ごとに依頼業者による補聴器相談所を開設する。

法律・人権・行政書士相談の開催

- 実施支部 由宇・玖珂・美和支部

●事業内容

法律相談などの各種相談を実施することにより、法律関係等における解決のアドバイスを実施し、地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

●実施計画

地域ごとに法律専門家等による法律相談などの各種相談を実施する。

生活困窮者日常生活支援のための窓口対応業務

日常生活支援事業の窓口対応業務

●実施支部 全支部

●事業内容

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方へ自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助をサポートする推進員として支部職員がそれを担い、且つ当事業地域ごとの最初の相談窓口として対応する。

●実施計画

- ①地域推進員としての活動(事業契約による当事者への金銭授受管理や日常生活のサポートなど)
- ②当事業最初の相談窓口対応
- ③総合支援課権利擁護専門員との連携

法外援護資金の貸付

●実施支部 全支部

●事業内容

低所得者世帯・生活困窮者に資金の貸付を行うことにより、不時の出費を援護し、経済的自立の助長と福祉の増進を図ることを目的とする。

●実施計画

- ①法外援護資金に対する相談、受付、貸付・償還事務
- ②福祉事務所等との連絡調整、償還受付事務、償還指導(民生委員児童委員と連携)

生活福祉資金貸付に関する窓口対応業務

●実施支部 全支部

●事業内容

低所得者、障害者又は高齢者に対する当貸付資金の最初の相談業務及び窓口対応を行うことを目的とする。

●実施計画

- ①生活福祉資金全般に関する受付窓口
- ②電話・来所等相談対応業務
- ③総合支援課貸付担当職員との連携

調査・研究・広報活動の強化充実

社協だよりの発行・ケーブルテレビ広報啓発の実施

●実施支部 全支部

●事業内容

岩国市社会福祉協議会の事業・活動および福祉全般に関する情報を、地域住民に提供・啓発することにより、社協の認知度を向上し、社会福祉、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

●実施計画

- ①岩国市全世帯を対象とした岩国市社協だよりを発行
- ②各支部において社協だより地域版発行
- ③社協だより掲載内容の調査・取材
- ④社協だよりの校正、事務など
- ⑤ケーブルテレビアイ・キャンの番組放送(デイリーi)での職員出演による社協活動等の広報・啓発
(番組名:社協のとびら 放送日:毎月第2火・水・土・日放送 全18回)

令和5年度社協だより発行回数

支部名	内容	発行回数	発行月
本部	岩国市全世帯	年2回	7月・1月
岩国支部	岩国地域	年3回	4月・10月・2月
由宇支部	由宇地域	年4回	4月・7月・10月・1月
玖珂支部	玖珂地域	年3回	4月・10月・1月
本郷支部	本郷地域	年3回	4月・10月・2月
周東支部	周東地域	年3回	4月・10月・2月
錦支部	錦地域	年6回	4月・6月・8月・10月・12月・2月
美川支部	美川地域	年3回	4月・10月・2月
美和支部	美和地域	年4回	4月・8月・10月・1月

地域資源の調査・研究及び地域福祉活動の情報収集や情報提供

●実施支部 全支部

●事業内容

地域における地域資源の調査や研究及び、地域福祉活動の情報収集、情報提供を行い地域福祉の増進を図る。

●実施計画

- ①地域拠点等の調査や情報収集
- ②地域福祉活動内容等の研究
- ③地域における福祉活動の情報収集や情報提供

外郭団体の事務局受入に関すること

●実施支部 全支部

●事業内容

本会として、地域福祉や高齢者・障害者福祉等に関係する事務局を運営することにより、地域における福祉ニーズを発掘し、対応することで地域福祉の更なる向上に努める。

●実施計画

各地域における地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉又は当事者団体の運営を実施する。

令和5年度外郭団体実施状況

	団体名
地域福祉係	岩国市民生委員児童委員協議会 岩国市共同募金委員会 岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
岩国支部	岩国地区社協連絡協議会 岩国地区介護者の会「さくら草の会」 岩国地区共同募金委員会 岩国地域ボランティア連絡会
由宇支部	岩国市連合遺族会由宇支部 由宇地区共同募金委員会 由宇町ボランティア連絡協議会
玖珂支部	岩国市連合遺族会玖珂支部 岩国市老人クラブ連合会玖珂支部 岩国市玖珂町心身障害者協力会 玖珂町手をつなぐ育成会 玖珂町ボランティア連絡協議会 玖珂地区共同募金委員会
本郷支部	岩国市連合遺族会本郷支部 岩国市老人クラブ連合会本郷支部 本郷ボランティア連絡協議会 本郷地区共同募金委員会 本郷地区社会福祉協議会
周東支部	周東町地区社協連絡協議会 周東地区民生委員児童委員協議会 岩国市連合遺族会周東支部 岩国市老人クラブ連合会周東支部 周東地区共同募金委員会
錦支部	岩国市連合遺族会錦支部 岩国市老人クラブ連合会錦支部 岩国市手をつなぐ育成会錦支部 錦地区共同募金委員会 錦地域地区社会福祉協議会連絡協議会・給食ボランティアすみれ会
美川支部	美川町人材センター 岩国市連合遺族会美川支部 岩国市老人クラブ連合会美川支部 美川地区共同募金委員会 給食ボランティアでかまる会 美川地区社会福祉協議会
美和支部	岩国市老人クラブ連合会美和支部 岩国市連合遺族会美和支部 美和町ボランティア連絡協議会 美和地区共同募金委員会 美和地区民生委員児童委員協議会 美和町給食サービス

施設管理業務

岩国市老人福祉センターの管理運営

- 実施支部 岩国支部
- 事業内容

岩国市より補助を受け岩国市老人福祉センター管理運営をすることにより、岩国市内に居住する60歳以上の方や団体を対象として、高齢者福祉、地域福祉向上に寄与することを目的とする。

- 事業計画

- ①老人福祉センター利用者への対応
- ②利用者の健康の管理増進、機能回復訓練、教養向上及びレクリエーション
民謡教室、カラオケ教室、舞踊教室、ダンス教室、囲碁将棋、ゲートボール、グラウンドゴルフ、山陽詩吟の会、吟詠会三笠支部、吟詠開花支部、吟詠緑支部、エル・シエロ(南米民族器楽演奏)、太極拳クラブ、太極拳金曜会、太極拳同好会、篠フレンズ(篠笛)
- ③老人福祉センターの施設、設備等の維持管理に関する業務(器具備品の確認等)

本郷福祉サービスセンターの管理運営(岩国市指定管理事業)

- 実施支部 本郷支部
- 事業内容

本郷福祉サービスセンターの指定管理を受託することにより市民の福祉の増進と市民生活の向上を図ることを目的とする。

- 実施計画

地域住民、各種団体等の研修会、サロン活動など住民の活動の場として提供し運営管理をする。

美和老人福祉センターの施設管理運営(岩国市指定管理事業)

- 実施支部 美和支部
- 事業内容

美和老人福祉センターの指定管理を受託することにより市民の福祉の増進と市民生活の向上を図ることを目的とする。

- 実施計画

- ①老人への便宜の供与、施設利用の充実(利用促進・啓発)

- ②利用者の最善の利益を考慮し施設の効果的な運用及び社会福祉の積極的な推進
- ③地域社会との連携を図り利用者が健康的かつ安心・安全に利用できる環境の用意
- ④老人クラブ、各種福祉団体・ボランティアによる地域福祉活動の拠点づくり及び環境づくり
- ⑤効果的な施設の管理と利用者の平等な利用の確保

岩国市福祉会館の管理運営(岩国市指定管理事業)

- 実施支部 岩国支部

- 事業内容

岩国市より岩国市福祉会館の管理運営を受託することにより、岩国市民の福祉の増進と市民生活の向上を図ることを目的とする。

- 実施計画

- ①岩国市福祉会館の利用許可に関する業務(会館利用申請受付、使用料の徴収等)
- ②会館の施設、設備等の維持管理に関する業務(器具備品の確認、購入、処分等)
- ③岩国市福祉会館の利用者アンケート調査の実施

令和5年度 事業計画(総合支援課)

■ 基本方針

総合支援課の令和5年度の基本方針は、前年度同様、長期化するコロナ禍において、全ての事業で感染対策を適切に行い、サービス利用者や相談者に感染させない、職員自身も感染しない支援を徹底すると共に事業所内で感染が発生した場合は被害を最小限に抑えるよう努める。

相談系事業においては、コロナ禍も影響して近年相談件数の高止まり傾向が継続しており、相談内容も複雑化して深刻な課題を抱えた案件が増えている。引き続き相談員自身のスキルアップを目指すと共に一人で抱え込まない体制づくりも必要と考える。

また、ひきこもり状態にある方やどこに相談したらよいか分からず、社会から孤立している方々への支援の一環として居場所づくりや講座等の開催及び就労体験場所の増加を目指す。

通所系事業においては、コロナ禍の影響で利用見合わせや通所控えにより、大幅な減収が続いている。利用者にとっても楽しみが半減した状況が長期化していることから、コロナ禍での利用者の満足度の向上とサービス利用率の増加を目指し、収益の改善を図る。

総合支援課全体としては、相談支援や手話通訳、サービス管理責任者等の実務経験や資格取得が必要な職種が多数を占めていることから、事業を適正に維持するためにも専門性の高い職員の人材育成と長期的に雇用できる環境づくりに努めるとともに、災害時においても業務を止めることの無いように、早期に事業継続計画（BCP）を作成し、緊急時に活用できるよう検証に努める。

なお、課内のみならず他課との合同研修や業務連携による交流を促進することで職員の資質向上を図り、社会福祉協議会職員として多角的な支援策を築くと共に、様々な課題に対しての課題解決力の向上を目指す。

■ 重点目標

- ①新型コロナウイルス感染対策を適切に行い、新しい生活様式に即した支援を継続する。
- ②施設内外の研修を通じて職員の専門性及び資質の向上を図り、事業実施体制の充実を図る。
- ③災害発生時や社会的感染拡大時にも安定してサービスを提供できる事業継続計画(BCP)の作成。
- ④地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援（本人中心の支援や活動基盤となる考え方）の普及。

■ 実施拠点における主要事業

- くらし自立応援センターいわくに（本部）
生活困窮者自立支援事業（家計相談支援・就労準備支援）、障害者基幹相談支援センター
成年後見制度利用促進事業、生活福祉資金の貸付等
地域福祉権利擁護事業…日常生活自立支援事業、成年後見サポートセンター、
手話通訳…手話通訳者等設置事業、手話通訳者等派遣事業、手話奉仕員養成事業
- 岩国市障害者サービスセンター（岩国）
通所支援…指定生活介護事業、指定放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業
相談支援…指定特定相談支援、指定障害児相談支援、指定一般相談支援、障害者(児)相談支援
施設管理…貸館業務、施設維持管理
- ささみ園（玖珂）
通所支援…指定生活介護事業、就労継続支援 B 型、共生型地域密着型通所介護

■ 事業計画

障害者(児)福祉の推進

岩国市障害者サービスセンターの管理運営(岩国市指定管理事業)

●事業内容

岩国市より受託し岩国市障害者サービスセンターの管理運営を実施する。

●実施計画

- ①センターの施設及び付属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務の実施
- ②施設等の利用に係る料金に関する業務の実施
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)のうち、介護給付費の支給対象になる者に生活介護事業の実施
- ④障害者(児)相談支援事業の実施
- ⑤障害者(児)関係福祉団体等に対する便宜供与等を行う業務の実施
- ⑥施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- ⑦センターの清掃及び警備に関する業務
- ⑧その他センターの設置目的を達成するために必要な業務

障害者(児)相談支援事業の実施(岩国市及び和木町委託事業)

●事業内容

障害者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関等との連絡調整等の便宜の供与及び権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう総合的な支援を実施する。

●実施計画

- ①障害者等からの日常生活全般に関する相談業務
- ②医療的ケア児等コーディネーター、強度行動障害支援者として、より専門性の高い相談支援
- ③主任相談支援専門員を配置し、地域の相談支援における人材育成と地域貢献を行う。
- ④サービス利用計画の作成に関する業務
- ⑤ピアカウンセリング及び当事者活動支援
- ⑥権利を擁護するために必要な援助
- ⑦岩国市地域自立支援協議会及び専門部会等への参加
- ⑧その他必要とされる相談援助

障害支援区分認定調査業務の実施(岩国市及び和木町委託事業)

●事業内容

介護給付費等の支給を受けようとしている障害者及びそのご家族に対し、障害者総合支援法第20条第2項の規定により、障害支援区分の認定に関する訪問調査を岩国市より委託を受けて行う。

●実施計画

- ①新規及び更新時の障害支援区分認定調査を岩国市からの依頼に基づき実施。
- ②公正中立な立場で適正に障害支援区分調査が実施できるよう、スキルアップに努める。

手話通訳者等設置事業の実施(岩国市委託事業)

●事業内容

聴覚障害者等の社会参加と自立生活を促進するために、情報の伝達やコミュニケーション支援を行い、総合的な生活支援を行う。

①コミュニケーション支援及び情報提供に関する業務

障害者(児)へのコミュニケーション支援事業(手話・要約筆記等)の周知及び利用促進に努める

②生活支援に関する業務

コミュニケーション支援に関する障害者相談支援事業所、サービス実施機関等との調整及び指導の助言等

③手話通訳者の養成、研修、派遣に関する業務

手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する連絡調整を適宜実施

④「岩国市手話ときこえの文庫」に関する業務

令和4年3月1日の開設にあたり、運用と250点余りの書籍、DVD等の活用をし、手話の普及、聞こえについて広く周知することに努める。

⑤岩国市長会見の手話通訳業務

毎月の会見後、後撮りで手話通訳を行ない、岩国市ホームページ(YouTube)に掲載される。

⑥意思伝達等相談支援の実施

聴覚障害者等の意思疎通に支援が必要な方に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣調整を総合的に行うとともに関係機関等との連絡調整等を行う。

手話通訳者等派遣事業の実施(岩国市委託事業)

●事業内容

聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、意思の疎通を容易にするため公的機関及び医療機関においての用務や地域生活及び家庭生活に関わる場面において、手話通訳を必要とする場合、依頼に応じて手話通訳者を派遣する。

●実施計画

①年間 350 時間の派遣実施

②手話通訳者の研修会等の実施

手話奉仕員養成等事業の実施(岩国市委託事業)

●事業内容

聴覚障害者等の生活及び関連する福祉制度などを理解し、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙、及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。一部講座について、ろう児またはその家族、学び直しを希望する奉仕員等も受講可とする。

●実施計画

手話奉仕員養成カリキュラムに基づき、入門課程 32 時間、基礎過程 38 時間を 5 月～11 月の間、23 回の講座を行ない、一部講座の追加で、公開講座 2 時間を 1 回、交流講座 1.5 時間を 2 回開催する。

災害時要援護者避難支援に係る訪問調査業務の実施(岩国市委託事業)

●事業内容

岩国市からの依頼に基づいて、災害時に介護関係施設等への避難を希望される在宅の寝たきり高齢者及び重度障害者に対し、避難支援の資格要件の確認や避難支援に必要な情報収集のため訪問調査を行う。

災害時要援護者避難支援移送業務の実施(岩国市委託事業)

●事業内容

岩国市からの依頼に基づいて、災害時に介護関係施設等に避難する必要があると認められた在宅の寝たきり高齢者及び重度障害者に対して避難先まで移送し、避難事由の終了後は対象者を自宅まで移送する。

指定障害福祉サービス事業等の推進

指定特定相談支援事業(計画作成)及び障害児相談支援事業の実施

●事業内容

障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障害者等からの相談に応じ必要な便宜を供与する(基本相談支援)他、障害者(児)が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援(計画相談支援)を実施する。

●実施計画

- ①支給決定障害者等からの日常生活全般に関する相談業務
- ②支給決定時(サービス利用支援・障害児支援利用援助)
 - ・支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下、「計画」という。)案を作成
 - ・支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成
- ③支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)
 - ・厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う(モニタリング)
 - ・サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨

指定一般相談支援事業

●事業内容

施設や病院に長期入所等していた障害者が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援する。また、居宅で一人暮らししている障害者について、緊急時における連絡、相談等の支援を行う。

●実施計画

- ①日常生活全般に関する相談
- ②地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- ③指定地域移行支援に関する内容
 - ・地域移行支援計画の作成
 - ・地域に移行するための活動に関する面接又は同行支援
 - ・障害福祉サービス体験利用
 - ・体験的な宿泊
- ④指定地域定着支援に関する内容
 - ・地域定着支援台帳の作成及び評価
 - ・訪問等による利用者状況の把握
- ⑤その他必要な相談支援、助言等

指定生活介護事業の実施【岩国市障害者サービスセンター】

●事業内容

障害者の方々が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対し、通所により入浴、排泄及び食事等の介護、創作的活動又は機能訓練の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

●実施計画

- ①入浴、排泄又は食事の介護
- ②創作的活動の機会の提供

- ③その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助
- ④余暇活動を豊かにするためのレクリエーション活動の提供
- ⑤食事の提供
- ⑥自宅への送迎
- ⑦生活介護計画の作成
- ⑧日常生活及びサービス利用に係る相談助言など
- ⑨防災・事故・虐待防止を目的としたサービス向上委員会の開催

指定放課後等デイサービス事業の実施【岩国市障害者サービスセンター】

●事業内容

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供する。

●実施計画

- ①日常生活における基本動作やその他必要な訓練
- ②集団生活適応訓練
- ③創作的活動や作業活動の指導
- ④地域交流の機会の提供
- ⑤余暇の提供
- ⑥健康状態の確認
- ⑦障害児の自宅又は学校と事業所間の送迎
- ⑧支援計画の作成
- ⑨相談、助言に関する事
- ⑩防災・事故・虐待防止を目的としたサービス向上委員会の開催

多機能型事業(指定就労継続支援B型及び指定生活介護)の実施【ささみ園】

◆指定就労継続支援B型事業の実施

●事業内容

障害者の方々が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、通所により生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

●実施計画

- ①工賃アップを目指す取り組み
 - ・作業工程を工夫し生産効率の向上を図る
 - ・新たな生産活動の開拓
 - ・新たな資源品回収先の開拓
 - ・生產品販売店舗の新規開拓及び広報活動
- ②施設内のみならず施設外でも就労の機会や場所を確保し社会生活の拡大を図る。
- ③送迎サービスの開始
- ④就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- ⑤支援計画の作成
- ⑥相談、助言に関する事
- ⑦広報・啓発活動
- ⑧他機関との連携

⑩防災・事故・虐待防止を目的としたサービス向上委員会の開催

◆指定生活介護事業の実施

●事業内容

障害者の方々が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対し、入浴、排泄及び食事等の介護、創作的活動又は機能訓練の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

また、令和4年度より共生型地域密着型通所介護の事業を実施。『障害者福祉』、『高齢者福祉』という枠組みを超えた支援をすることで、多様化・複雑化する地域社会のニーズに応え、共生社会の実現を目指す。

●実施計画

- ①入浴又は排泄等の介護
- ②創作的活動及び生産活動の機会の提供
 - ・創作活動発表の場の確保
 - ・生産品販売店舗の新規開拓及び広報活動
- ③その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助
- ④余暇活動を豊かにするためのレクリエーション活動の提供
- ⑤自宅への送迎
- ⑥支援計画の作成
- ⑦日常生活及びサービス利用に係る相談など
- ⑧広報・啓発活動
- ⑨他機関との連携
- ⑩防災・事故・虐待防止を目的としたサービス向上委員会の開催
- ⑪共生型地域密着型通所介護の運営

地域生活支援事業

日中一時支援事業の運営(岩国市委託事業)

●事業内容

障害者(児)らの日中における活動の場を確保し、必要な介護等を行うことで、安心して過ごせる場の提供を行うと共に、障害者(児)らの家族への就労支援やレスパイト的な支援を行う。

●実施報告計画

- 日中活動の場を提供し、一時的な見守り支援を実施
- 必要に応じて送迎サービスの提供実施

総合支援体制の整備・推進

基幹相談支援センター(くらし自立応援センターいわくに)の運営

●事業内容

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び相談体制の向上を目的とした研修企画や地域連携に向けた各種取組みを行います。福祉サービスのみならず、地域の社会資源、社会生活力を高める情報などを多角的に収集し、障害者・支援者に総合的に提供できる体制整備に向けた取組みを行う。

●実施計画

- ①障害の種別等に対応できる総合的かつ専門的な相談支援の実施に関する業務
- ②市内相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言並びに連携強化に関する業務
- ③市内相談支援事業所の人材育成の支援に関する業務
- ④地域移行及び地域定着として地域体制整備に係るコーディネート及び普及啓発に関する業務
- ⑤障害者虐待防止のための普及啓発業務
- ⑥権利の擁護及び障害者等に対する成年後見制度利用に係る相談、啓発及び支援業務
- ⑦岩国市障害者自立支援協議会に関する業務
- ⑧障害者の情報発信ネットワークの構築に関する業務
- ⑨地域生活支援拠点整備に関する業務

生活困窮者自立相談支援事業の実施

●事業内容

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者自立支援制度に寄与することを目的とする。また、コロナ禍の長期化により顕在化した、従来とは異なる対象者層の困窮化が進んでいることから、多様複雑化している課題の解決に向けて包括的総合支援体制の構築を図る。

●実施計画

- ①総合相談・個別ケース相談対応、支援調整会議の開催及び関連事業の遂行支援業務
- ②各関係機関や任意事業（家計改善支援事業、就労準備支援事業等）との連携業務
- ③就労支援等に関する業務
- ④住居確保給付金に関する業務・事務等
- ⑤無料職業紹介事業に関する業務・事務等
- ⑥各種研修への参加実施（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員・家計改善支援員・就労準備支援員の資質向上）
- ⑦本事業の周知及び広報業務
- ⑧地域づくりに関する業務
 - ・相談者が地域の中で居場所を発見し、人との「つながり」を実感できるように地域ネットワークの強化や各分野の社会資源の連携促進を図る。
 - ・アウトリーチ支援の強化（生活困窮者の発掘及びホームレス支援）
 - ・生活困窮者等への緊急的な食糧支援や各食糧支援団体との連携強化
 - ・エコフレンズいわくにや居住支援法人等協力団体との連携強化（生活困窮者の衣・食・住に関する支援の充実）
 - ・就労体験やボランティアの受入協力先の開拓
 - ・ハローワーク巡回相談の実施
 - ・岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会との連携及び協力体制の検討

家計改善支援事業の実施

●事業内容

生活困窮者自立相談支援機関のアセスメント及びプランに基づき、家計改善の視点から相談支援を実施することにより、経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で家計を整理する能力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。

●実施計画

- ①家計改善支援事業体制の基盤づくり
- ②自立相談支援機関及び各関係機関との連携強化
- ③家計改善支援員の資質向上(研修会等の参加)
- ④広報・普及啓発の徹底
- ⑤就労体験やボランティアの受入協力先の開拓

就労準備支援事業の実施

●事業内容

直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労への準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者との適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなど、個々の状況に応じて、原則最長1年間の計画的かつ一貫的な支援を行い、自立に向けた集中的な支援を行う。

●実施計画

- ①就労準備支援事業体制の基盤づくり
- ②自立相談支援機関、協力事業所及び各関係機関との連携強化
- ③就労準備支援員の資質向上(研修会等の参加)
- ④本事業の周知及び広報の徹底

地域福祉権利擁護事業の推進

●事業内容

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その者の権利擁護に資することを目的とする。

●実施計画

- ①認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等への福祉サービス利用援助
- ②日常的金銭管理及び重要書類預かりの実施
- ③契約締結に関する業務・事務、訪問調査業務等
- ④専門員会議及び各種研修会の参加

岩国市社協成年後見サポートセンターの運営

●事業内容

意思決定が困難な高齢者、障害者等の判断能力を補うため、権利擁護と財産の管理等について支援することにより高齢者、障害者等の福祉に寄与することを目的とする。

●実施計画

- ①法定後見人等又は任意後見人としての業務
- ②成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人、若しくは任意後見監督人としての業務
- ③成年後見制度に関する広報及び啓発業務
- ④岩国市社会福祉協議会法人後見運営委員会の開催

成年後見制度利用促進事業の実施

●事業内容

本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の利用を広めるため、福祉と司法が連携して権利擁護の考えが地域に根付くようなネットワークを形成し、地域共生社会を実現することを目的とする。

●実施計画

- ①成年後見制度及び窓口を周知するための広報業務(研修会の開催やパンフレット等の配布等)

- ②成年後見制度に関する相談業務
- ③後見人等の支援業務
- ④司法・医療・福祉等の地域連携に向けた協議会運営

錦帯橋を車椅子で渡ろうプロジェクトの実施

●実施主体 錦帯橋を車椅子で渡ろうプロジェクトチーム(部門横断チーム)

●事業内容

身体的な理由で渡れない高齢者や障害者の渡りたいをカタチするため、当事者(車椅子ユーザー)、行政社協の官民協働による取り組みとして、「錦帯橋を渡れない人がいることに気づき、誰もが我が事と思い、一人ひとりのできることを集めて、みんなで渡れる橋にする」ことを目的とする。

●実施計画

①ニーズ調査・広報啓発

[ニーズ調査]身体的な理由で渡れない方の渡りたい声の収集

[広報]公式ホームページ制作やパンフレットの作成

[啓発]身体的な理由で渡れない方にとっての錦帯橋の現状や、障害への理解を促進するセミナーの開催

[活動報告]プロジェクトの進捗状況や活動報告の発信

②継続的な取組体制の整備

[サポーター]企業サポーター登録制度の検討や専用募金箱の設置等

[専門職連携]継続した専門的な支援を確保するため、専門職とのネットワーク形成を目指す

③渡り方の検討と実践

[渡り方の検討]渡り方の情報収集や先進的な事例の研究

[ボランティア]渡るためのボランティアの募集・育成

[安全確保]安全に渡るための工夫の開発やボランティアへの事前説明会、予行練習等の開催。

[実践と検証]地域イベントに合わせてボランティアと共に渡る実践と検証

各種資金貸付事業の推進

生活福祉資金の貸付に関する業務

●事業内容

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

●実施計画

①生活福祉資金全般に関する受付事務

②電話・来所等相談対応業務

③相談者に係る調査業務

④山口県社協及び関係機関との連絡調整

⑤貸付調査委員会の開催

⑥償還滞納管理業務

⑦対象資金種類別に生活困窮自立支援事業の利用要件が原則となるため、くらし自立応援センターいわくに及び実施機関並びに県社協との連携

⑧厚労省作成予定である生活福祉資金貸付制度と生活困窮自立支援制度の連携マニュアルの運用について内容確認

【対象者】

①低所得者世帯

資金の貸付に併せて必要な援助や指導を受けることにより独立、自立できると認められる世帯であり、独立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯収入が一定基準内の世帯

②障害者世帯

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯

③高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯

生活福祉資金の種別

資金の種類		貸付内容
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	敷金・礼金等賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために、一時的に必要且つ日常生活費で補うことが困難である費用
教育支援資金	教育支援費	高校・大学等に就学するのに必要な経費
	就学支援費	高校・大学等への入学に際し、必要な費用
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用
	緊急小口資金	緊急且つ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護世帯の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける制度
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	

臨時特例つなぎ資金の貸付に関する業務

●事業内容

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの間のつなぎ資金の貸付を実施することにより、生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

●実施計画

- ①臨時特例つなぎ資金に関する受付事務
- ②電話・来所等相談対応業務
- ③相談者に係る調査業務
- ④山口県社協及び関係機関との連絡調整
- ⑤貸付調査委員会の開催
- ⑥償還滞納管理業務

【対象者】

住居のない離職者であって、次の条件のいずれにも該当していること

①公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されており、かつ当該給付金等の開始までの生活に困窮している方

②借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

【貸付内容】

- ・貸付限度額 10万円以内
- ・連帯保証人 不要
- ・貸付金利子 無利子

令和5年度 事業計画(介護保険課)

■ 基本方針

令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に留意しながら、居宅介護支援事業所（周東）、訪問介護（岩国・由宇・本郷・周東）並びに通所介護（岩国・本郷）事業所（計7事業所）の運営を実施してまいりました。

訪問介護事業所（本郷）においては、介護職員が不足により今後最低人員基準を満たすことができない可能性が生じることから、令和4年10月より訪問介護事業（岩国）と統合し、岩国事業所の出張所（サテライト事業所）として運営を継続いたしました。

また通所介護事業所においては、障害福祉サービスの生活介護事業を行う「ささみ園」が高齢者の利用者を受け入れることを目的として、地域密着型通所介護（共生型）を令和4年10月より開始しております。

近年における介護職員の人材不足は深刻であり、この人材不足が原因でニーズに対応できず、結果として介護報酬の減少につながり、継続的な減収が続いております。

また「介護職員の高齢化」・「常勤職員への転職」を理由とする非常勤職員の退職が後を絶たない状況であり、介護職員人材不足の解決が急務であります。

解決方策として「キャリアパス制度等を活用した常勤への雇用転換」、「賃金を主とした介護職員の処遇改善」、「事務負担軽減によるICTの導入と各種個別加算の取得」を推進していくことで、介護職員の離職防止、雇用安定化を図りながら、福祉サービスの維持を図ります。

上記取組を実現することで、安定かつ質の高い優良サービス事業所の実現を目指し、岩国市における福祉サービスの向上に努めてまいります。

■ 重点目標

キャリアパス制度等を活用した常勤雇用への転換

訪問介護職員を中心として介護職員の高齢化が進む中、介護職員の退職が増加している。本会の職員として一定の経験・能力があり、且つ常勤を希望する職員について、「キャリアパス制度」や「職員登用制度」を活用し、非常勤から常勤職員への雇用変更を行うことで、離職防止並びに雇用安定化を図り、サービス水準を維持する。

賃金を主とした介護職員の処遇改善

令和4年10月から新たに開始された「介護職員ベースアップ等支援加算」を最大限活用しながら介護職員の給与改善を図り離職防止並びに雇用安定を図る。

事務負担軽減を目的としたICTの活用と各種個別加算の取得

介護事業所は度重なる制度改正により、従来の紙媒体による事務作業が煩雑化しているため、訪問記録や介護記録などを中心にICT化を進めることで事務作業を軽減し、本来の利用者に対する福祉サービスに業務の重点を置き運営を行う。ICTの推進は福祉サービスにおける各種加算の取得にもつながるため、様々な個別加算の取得を目指し、介護報酬の増強に努める。

新型コロナウイルス等感染拡大防止に係る対策の実施と「業務継続計画(BCP)」の策定

職員や利用者、その家族等への新型コロナウイルス等感染拡大を防ぐため、感染症に関する知識の向上、感染拡大防止に係る衛生用品や備品の購入、設備の更新などを実施する。

また、近年の自然災害発生や感染症のまん延等により、介護事業所に対して2021年4月から「業務継続

計画」の策定が義務化(3年間の経過措置あり)されたことに伴い、実効性のある計画を綿密に検討しながら策定を行う。

■ 事業計画

介護保険課における統括管理業務の実施

● 事業内容

既存事業所を構成する社協介護相談センター(1事業所)、社協ヘルパーセンター(3事業所)、デイサービスセンター(3事業所)に関する統括管理業務の実施

● 実施計画

- ① 介護保険課事業計画の総括策定
- ② 介護保険事業所全体の運営状況の把握と経営分析結果による事業所体制構築
- ③ 介護保険事業・障害福祉サービス事業に関する運営規程・契約書及び重要事項説明書の整備
- ④ 介護職員処遇改善関係加算に関する申請、集計、報告等に関する総括業務
- ⑤ 介護保険事業・障害福祉サービス事業に係る指定更新・変更申請に関する総括業務
- ⑥ 各事業所における介護報酬の請求に関する確認及び総括集計業務
- ⑦ 各事業所における利用者利用料口座振替事務処理業務
- ⑧ 介護保険・障害福祉サービス事業に係る情報公表の統括申請業務
- ⑨ 介護保険事業・岩国市等受託事業に関する行政等関係機関との連絡調整
- ⑩ 介護保険事業所長会議(年2回)及び、4課合同会議の開催・参加
- ⑪ 感染症防止・事故防止・虐待防止・身体拘束防止等委員会(年1回)の開催
- ⑫ 介護保険課職員に関する人材育成、職員採用・募集業務
- ⑬ 介護保険制度改定及び消費税対応に関する業務
- ⑭ 通所介護事業所の施設修繕・整備及び業務委託に関する業務
- ⑮ 介護保険事業所の統廃合に関する検討・実施業務
- ⑯ 事務・事業費等における経費削減検討・実施業務
- ⑰ 業務継続計画、各種指針、マニュアルの検討・策定
- ⑱ 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する検討・実施業務
- ⑲ その他介護保険事業に関する管理業務に関する業務

社協介護相談センターの運営(周東)

指定居宅介護支援事業の実施

● 実施事業所 社協介護相談センター周東

● 事業内容

介護保険法令の趣旨に従い、要介護状態にある高齢者に対して、その居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援していくことを目的とする。

● 実施計画

- ① 要介護認定の申請・更新及び変更申請の代行
- ② 居宅介護サービス計画の作成(ケアプラン作成)
- ③ サービス提供事業所等関係機関との連携・調整
- ④ 介護相談等各種相談・支援・苦情対応
- ⑤ 岩国市・国保連への請求事務

介護予防支援業務の実施(岩国市委託事業)

●実施事業所 社協介護相談センター周東

●事業内容

岩国市より介護予防支援業務を受託することにより、介護保険法令の趣旨に従い、要支援状態にある高齢者に対して、その居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援していくことを目的とする。

●実施計画

- ①要支援認定の申請・更新及び変更申請の代行
- ②介護予防サービス支援計画の作成(ケアプラン作成)
- ③サービス提供事業所等関係機関との連絡・調整
- ④介護予防相談等各種相談・支援・苦情対応
- ⑤包括支援センター(実施主体)への請求・報告業務

要介護認定調査業務の実施(岩国市及び他県・他市区町村委託事業)

●実施事業所 社協介護相談センター周東

●事業内容

介護保険の認定を受けようとしている高齢者等の方々に対し、訪問調査を岩国市及び他市町村より委託を受けて行う。

●実施計画

- ①要介護認定調査を岩国市及び他市町村からの訪問調査依頼に基づいて実施。

社協ヘルパーセンターの運営(岩国・由宇・周東)

指定訪問介護事業・訪問型サービスタイプ1・2事業の実施

●実施事業所 社協ヘルパーセンター岩国・由宇・周東

●事業内容

要支援、要介護状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行い、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

●実施計画

- ①訪問介護等の利用の申込に係る調整、訪問介護計画・モニタリング・アセスメント等の作成
- ②利用者の居宅に訪問し、身体介護、生活援助を実施
- ③各関係機関、サービス事業所との連携、調整
- ④介護相談、苦情対応
- ⑤登録ヘルパーの育成並びに介護福祉士資格取得率向上
- ⑥勉強会及び内外部研修への開催と参加
- ⑦事業所職員の育成及び人材確保

指定居宅介護(重度訪問介護)事業の実施

●実施事業所 社協ヘルパーセンター岩国・由宇・周東(本郷出張所を除く)

●事業内容

日常生活を営むのに支障がある障害者等に対し、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯、及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談助言

その他の生活全般にわたる居宅介護に関する援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

●実施計画

- ①居宅介護等の利用の申込に係る調整、居宅介護計画の作成を実施
- ②利用者の居宅に訪問し、身体介護、家事援助、重度訪問介護、通院等介助の提供
- ③各関係機関、サービス事業所との連携、調整を実施

指定同行援護事業の実施

●実施事業所 社協ヘルパーセンター岩国・由宇・周東(本郷出張所を除く)

●事業内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者(児)の外出時に同行して、移動時に伴う必要な援護と情報を実施することによって、自立生活および社会参加を促すことを目的とする。

●実施計画

- ①本人が希望する外出や余暇活動などへ参加するための移動の支援を実施
- ②同行援護従事者養成研修の参加

移動支援事業の実施(岩国市委託事業)

●実施事業所 社協ヘルパーセンター岩国・由宇・周東

●事業内容

屋外での移動が困難な身体障害者(児)等の外出支援を行う移動支援事業を実施することによって、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とする。

●実施計画

- ①社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などへの参加のための移動の支援を実施(ガイドヘルパーの派遣)

社協自費ほっとサービス事業の実施

●実施事業所 社協ヘルパーセンター岩国・由宇・周東

●事業内容

介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律適用外のサービスにおいて、利用者又はその家族の多様なニーズに対応することにより、利用者が居宅において日常生活を円滑に営むことができるよう包括的に支援することを目的とする。

●実施計画

- ①介護保険サービス・障害福祉サービスに準ずるサービスを自費において実施
- ②下記のとおりサービスを実施
 - ・身体介護・・・院内介助、緊急時における医療機関等への対応、室内見守り介助、外出介助、外出同行、車中介助
 - ・家事援助・・・入院時の衣類持参、整理整頓、新規援助開始前や退院前の室内掃除、入院中の外泊時援助、掃除援助

子育て支援ヘルパー派遣事業の実施(岩国市委託事業)

●実施事業所 社協ヘルパーセンター岩国・由宇・周東

●事業内容

出産後6ヶ月までを対象として、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を実施。家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない褥婦及や子で、産後に心身の不調や育児不安がある者や特に支援が必要とされる者に対して支援を実施する。

●実施計画

①出産後間もないため、心身がすぐれない母の養育のサポートを中心に支援を実施

②下記のとおりサービスを実施

- ・初期面談・・・岩国市子育て世代包括支援センターが作成した支援計画に基づいた支援打合せ
- ・家事支援・・・食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、居室の掃除、買い物支援
- ・育児援助・・・授乳支援、オムツ交換、沐浴介助
- ・家事育児に関する相談対応

岩国市養育支援訪問事業育児・家事援助事業の実施(岩国市委託事業)

●実施事業所 社協ヘルパーセンター岩国・由宇・周東

●事業内容

要支援児童もしくは保護者に監護させることが不相当であると判断されたものに対して、安定した妊娠・出産・育児をするために、相談に応じ育児・家事援助を実施。また、不適切な養育状態にある家庭に対し、養育環境の維持・改善のために育児・家事援助を行い、保護者との信頼関係を築きながら保護者の孤立化を防ぎ、自立した家庭が築けるように地域の子育て支援を図る。

●実施計画

①不適切な養育状態にある家庭に対し、養育環境の維持・改善のために育児・家事援助を行い、保護者との信頼関係を築くよう実施

②下記のとおりサービスを実施

- ・育児援助・・・授乳、オムツ交換、沐浴介助、適切な育児環境の整備、その他育児援助
- ・家事援助・・・食事の準備及び片付け、衣類の洗濯・補修、居室等の清掃、整理整頓、生活何時需品の買い物、その他の家事援助

デイサービスセンターの運営(岩国・本郷・ささみ園)

指定通所介護・地域密着型通所介護・通所型サービスタイプ1事業の実施

●実施事業所 岩国デイサービスセンターにしみ苑、本郷デイサービスセンター、ささみ園(タイプ1を除く)

●事業内容

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護事業所内において、日常生活上必要な世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

●実施計画

①職員の育成と研修参加

②日常生活上の援助(排泄、移動、静養等の介助)

③機能訓練(日常生活動作に関する訓練、レクリエーション、行事的活動、体操、趣味活動)

④健康状態確認

⑤自宅への送迎サービス

⑥入浴サービス(衣類着脱、身体の清拭・洗髪・洗身等)

⑦食事サービス(準備・後始末の介助、食事摂取の介助等)

⑧相談助言に関すること(日常生活動作、在宅生活おける相談・助言・情報提供など)

⑨通所介護計画の作成・評価

⑩にしみ苑の浸水防止に係る修繕工事の協議、実施

⑪家族、介護者、地域との交流事業開催

⑫地域密着型通所介護事業所における運営推進会議(年2回)の開催